令和7年4月 30 日

会派名　　浜松市議会　市民クラブ
代表者名　会長　北野谷富子 様

報　告　書

出張年月日	令和7年4月10日（木）14:30～
出　張　先	東京都千代田区
出張の理由	研修会「自治体システム標準化について」
出　張　者 氏　名　印	石津陽子[redacted]

（出張の顛末）

別紙のとおり

（備考）

【研修会報告】

石津陽子

「デジタル庁　ガバメントクラウドについて」

～自治体システム標準化について～

【日時】令和７年４月10日（木）
【場所】憲政記念館
【講師】デジタル庁　戦略・組織グループ　参事官　淺岡孝光　氏

■ 基盤業務システムの標準化とは？
「自治体や企業が使っている、共通の業務システムを"みんなで同じ仕様"にそろえること」

たとえば、市役所では「住民基本台帳」「税」「福祉」「水道」など、いろいろな業務にシステムを使っている。このようなシステムをバラバラに作っていると、
・更新のたびに多額の費用がかかる
・システム間でデータ連携がうまくできない
・災害時やサイバー攻撃時の対応が遅れる
といった問題が生じる。

そこで、国（総務省など）が旗振りをして、全国で統一された「標準仕様」を定め、その仕様に沿ったシステムを導入していくという流れ。

■ 目的・メリット
コスト削減：同じシステムを全国で使うことで、開発費・運用費を抑える
安全性の向上：セキュリティ基準を統一し、災害や攻撃にも強いシステムに
業務効率化：システムが共通なので、職員の異動や広域連携もスムーズに
データ活用：データ形式が統一されるため、分析やAI活用がしやすくなる

■ 現在の状況（2025年時点）
総務省は「2025年度末」までに、全国の自治体で標準化を完了することを目指しており、各自治体では今、急ピッチで移行作業が進められている。

■本市状況

浜松市では、国が推進する「地方公共団体情報システムの標準化」に対応するため、基幹業務システムの標準化に積極的に取り組んでいる。

現在の取り組み状況（2025年4月時点）

1. 共通基盤システムの標準化対応

浜松市は、市内の各業務システムを連携させる「共通基盤システム」について、以下の対応

・ガバメントクラウドへの移行

・市内データ連携機能の標準化対応

・団体内統合宛名機能の標準化対応

・標準化対象外のシステムとの連携維持のための機能追加

この事業は、令和6年度（2024年度）に要件定義と環境構築を行い、令和7年度（2025年度）に機能検証・動作確認を経て稼働開始を予定。

2. 基幹業務システムの標準化と移行計画

浜松市は、国が定めた標準仕様に基づき、基幹業務システムの標準化を進めている。2025年度末までに、20業務のシステムを順次標準準拠システムへ移行する計画。

3. 業務プロセスの見直し（BPR）

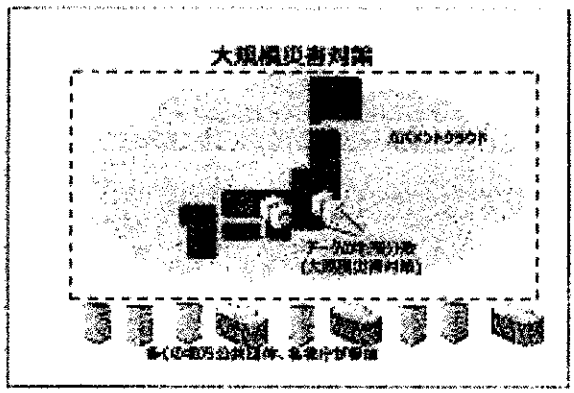
システムの標準化に伴い、業務手順の見直し（BPR：Business Process Re-engineering）も実施。これにより、業務の効率化と職員の負担軽減を図る。

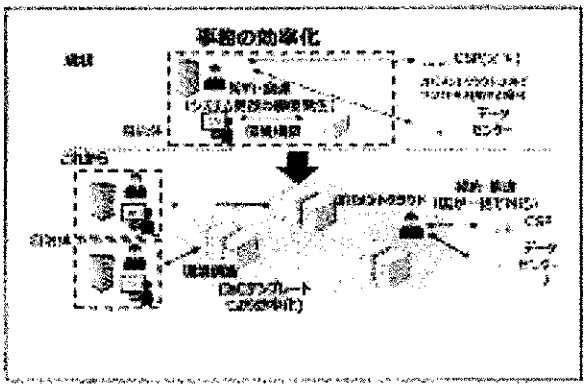
【セミナー概要】

・ガバメントクラウドへの移行の必要性

～大規模災害対策・事務効率化～

少子高齢化社会が進み、急速な人口減社会に突入する中で、質の高い公共サービスを維持し、市民のニーズに多様化に柔軟に対応していくには、国と地方のデジタル基盤の共通化を推進することが重要である。自治体の基幹業務の標準化及びガバメントクラウドへの移行は大規模災害対策が実現するほか、従来のシステムに発生していた事務の効率化にも資する。





～高度で均一なセキュリティ対策～

デジタル庁が求める技術要件を満たすクラウドサービスをデジタル庁が選定し、しっかりと管理しており、自治体情報システム全体のセキュリティレベルの高度化に資する。

～運用経費等の削減～

標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等費いについては、標準準拠システムへの移行完了後に、2018年度比で少なくとも3割の削減を目指すこととし、国は当該目標の実現に向けた環境を整備するとされている。デジタル庁で実施しているガバメントクラウド先行事業の中間報告を踏まえると、特に自治体クラウドを進めてきた自治体において、ガバメントクラウド移行初期において、ランニングコストが一時的に上昇する可能性は否定できないが、デジタル庁と連携しながら、コスト削減方策に取り組んでいる。また、デジタル庁の試算によれば、いわゆるクラウド最適化を行うことにより、中長期的には、ほとんどのケースにおいて、コスト削減が見込まれている。

・市価よりも安価なクラウド利用料

デジタル庁が一元的な窓口となり、クラウドサービス提供事業者との契約条件を調整。行政機関全体の利用を視野に、スケールメリットをフル活用し、有利な割引率を設定。

・デジタル改革共創プラットフォーム（共創PF）

地方公共団体、政府機関職員が意見交換を「直接対話型」で行うことができる場として運用。地方公共団体職員、政府機関職員であればだれでも参加可能。既存のビジネスチャット「Slack」利用。地方公共団体業務端末からの接続も可能。先行地方公共団体の事例共有や情報交換、意見交換の場として、また、政府機関からの通知・照会に関する補足等の場としても活用。

【所感】

地方議員研究会主催の研修会に参加し、「自治体システム標準化」と「ガバメントクラウド」について学んだ。本研修では、デジタル庁戦略・組織グループの浅岡参事官を講師に迎え、国が進める地方自治体のデジタル基盤整備の全体像と、それに伴う期待される効果や課題についての説明が行われた。浜松市としての今後の進め方や現状の課題、そして展望についての所感を述べる。

まず、自治体システムの標準化とは、全国の自治体が個別に構築していた住民基本台帳、税、福祉、水道などの基幹業務システムを、国が定めた共通仕様に基づき統一する取り組みである。これにより、開発・運用コストの削減、災害時対応やサイバー攻撃への耐性強化、さらには業務の効率化が図られる。標準化によりデータ形式が統一されることで、AIやビッグデータ解析など先端技術の活用も現実的な選択肢となる。

浜松市も、こうした国の方針に沿って積極的に取り組んでおり、2025年度末を目標に基幹業務20業務の標準準拠システムへの移行を進めている。既に2024年度中には、共通基盤システム

の要件定義と環境構築を完了しており、2025年度には整備検証・動作確認を経て稼働を予定している点は、大きな前進である。また、単なるシステムの置き換えにとどまらず、業務プロセスの見直し（BPR）も併せて行い、職員の負担軽減と業務の合理化を図ろうとしている点は、高く評価できる。

一方で、研修会でも指摘された通り、標準化移行初期にはランニングコストが一時的に上昇する可能性があるという点は、注意が必要だ。これまで各自治体が個別に最適化してきたシステムを全国で統一することは、一概にスムーズとは言いがたい。特に、本市のような中核市では、既存の業務フローや周辺システムとの整合性確保に時間とコストがかかる懸念もある。しかしながら、クラウド最適化とスケールメリットの活用により、中長期的には2018年度比で運用経費の3割削減が可能とされており、将来的な財政健全化に資する取り組みと考えられる。

また、災害対応という観点からも、ガバメントクラウドへの移行は大きな意義がある。災害が頻発する現代において、庁舎や設備が被災しても、クラウド上で業務を継続できる体制の構築は、市民の命と生活を守るうえで極めて重要だ。セキュリティ面でも、デジタル庁が選定・監督するクラウドサービスを利用することで、全国一律で高度な対策が施される体制が整い、自治体単独では対応しきれなかった脅威への備えが可能となる。

さらに注目すべきは、「デジタル改革共創プラットフォーム」の存在である。これは、全国の自治体職員が、事例共有や問題意識の交換をリアルタイムで行える仕組みであり、自治体間の連携強化に貢献する。浜松市としても、先行自治体のノウハウを積極的に取り入れる姿勢が重要であり、このプラットフォームを活用した職員レベルでの情報収集・連携が、標準化の成功に直結するだろう。

総じて、浜松市は国のデジタル施策に呼応する形で、着実に対応を進めていることが確認できた。今後は、導入後の実運用に向けて、職員への周知・教育といった「人の部分」への対応、業務改善と住民サービス向上の両立、そして一時的な財政負担の合理的説明が求められる。標準化とクラウド移行は単なる技術導入ではなく、行政の在り方そのものを見直す改革である。浜松市としても、この機会を活かし、次世代にふさわしい持続可能な行政運営を目指していくべきだと強く感じた。

機密性2情報
2025年4月10日

デジタル庁

ガバメントクラウドについて

306

2025/4/10　戦略・組織グループ 参事官 浅岡孝光

令和7年3月31日

会派名　浜松市議会 市民クラブ
代表者　北野谷富子 様

会派名　浜松市議会 市民クラブ
氏　名　石津 陽子 [redacted]

出　張　届

下記により、政務活動のため、出張することになりましたので届け出ます。

記

1. 出張者　　石津陽子

2. 期間及び出張先　　令和7年5月19日（月）～20（火）
〒520-0106 滋賀県大津市唐崎２丁目１３－１
全国町村国際文化研修所

3. 目的　　町町村議会議員研修
「自治体決算の基本と実践」
～行政評価を活用した決算審査～

視察依頼書送付願

令和　7　年　3月　31日

浜松市議会議長　　様

会　派　名　浜松市議会 市民クラブ
代表者氏名　北野谷富子　　㊞

上記のとおり、当派議員が政務活動のため、出張することになりましたので、視察先あての視察依頼書の送付をお願いします。

令和７年度

市町村議会議員研修［2日間コース］
自治体決算の基本と実践
～行政評価を活用した決算審査～

予算執行の実績を明らかにする「決算」ですが、最近は予算編成と並び決算審査の重要性が注目されています。

この研修では、予算編成を見据え、決算審査のあるべき姿について考察し、行政評価や地方公会計によるバランスシート等の財務書類を活用した決算審査について学習します。

特に、地方議員が身に付けておきたい決算書類審査のポイント及び財政指標による自治体財政分析の手法を学ぶとともに、行政評価手法を活用して事務事業の改善ポイントを検討し、予算審議にも活用していく方法を学びます。

後援：全国市議会議長会、全国町村議会議長会

開催要綱

日　程　令和7年5月19日（月）～5月20日（火）（2日間）

場　所　全国市町村国際文化研修所　JR琵琶湖より湖西線約15分　唐崎駅下車徒歩約3分

対　象　市区町村議会議員の皆様

2日間全日程をご受講いただける方を対象とします。途中退所や一時帰宅はできませんのでご注意ください。
財政状況資料集など、細かい数字を確認しながらの講義・演習となりますので、眼鏡などが必要な方は、予め準備をして研修へご参加ください。
過去に本研修を受講された方もお申込みいただけますが、より多くの方に受講していただくため、申込人数によって、お断りする場合がありますので、ご了承ください。

募集人数　60人　募集人数を大幅に超えた場合は、申込期限後に抽選等をさせていただきますので、予めご了承ください。なお、受講者の決定については、他の研修、セミナーの申込み・受講の有無にかかわらず、本研修事務局で行います。

宿　泊　研修所宿泊棟（宿泊型研修）　※外泊はできません。

経　費　8,050円　左記金額は、宿泊、食事（朝食1回、昼食2回、夕食1回）、資料等にかかる費用です。
なお、事前準備・事前学習にかかる費用は含まれておりません。

申込期限　令和7年4月4日（金）まで

申込方法　議会事務局を通じて、JIAMホームページ内「研修Web申込みフォーム」からお申込みください。

受講決定　受講の可否については、開講日の約1か月前を目途に通知をお送りします。
受講料入金等の手続きについては、受講決定通知書によりお知らせします。

事前課題　研修受講にあたって、事前課題に取り組んでいただく予定です。詳細は受講決定通知書送付時にお知らせします。

問い合わせ先

公益財団法人 全国市町村研修財団　全国市町村国際文化研修所（JIAM）教務部
〒520-0106 滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号　TEL.077-578-5932
［e-mail］ kenshu@jiam.jp　［ホームページ］ https://www.jiam.jp

令和7年 5月 19日(月)

11:00~
入寮受付・昼食

12:45~
開講式・オリエンテーション

13:00~17:00
講義・演習 **自治体決算の意義と審査のポイント**

武庫川女子大学　経営学部　教授　**金﨑 健太郎** 氏

自治体決算の意義や流れ、その役割や重要性について学びます。さらに、決算カードや類似団体比較カードの読み方を学習し、実際の決算審査の際のポイントなどについて理解を深めます。

17:45~
交流会 夕食を共にて、ともに学ぶ受講者同士の親睦(情報交換・交流)を深めます。

令和7年 5月 20日(火)

9:00~14:10
講義・演習 **行政評価等を活用した決算審査**

京都大学公共政策大学院名誉フェロー　**小西 敦** 氏

行政評価の基本と目的を理解し、評価手法等を学び、それらを活用した決算審査の進め方について理解を深めます。また、議会による行政評価への関わり方についても考えます。

14:10~14:25
閉講・事務連絡

講師紹介

武庫川女子大学　経営学部　教授　金﨑 健太郎 氏

京都大学法学部卒業。京都大学大学院システム情報工学研究科博士課程修了、博士(社会工学)。
1992年自治省(現総務省)入省。佐賀県財政課長、佐賀県総括政策監、東京都小笠原村副村長、総務省選挙部企画官、札幌市財政局長、内閣官房内閣参事官、東京大学大学院客員教授、関西学院大学法学部・大学院法学研究科教授等を経て、2020年より現職。

京都大学公共政策大学院名誉フェロー　小西 敦 氏

東京大学法学部卒業、博士(政策科学・立命館大学)。
1984年自治省(現総務省)入省、岩手県財政課長、仙台市企画局長、総務省行政評価局調査官等を歴任。2006年東京大学公共政策大学院教授、2008年全国市町村国際文化研修所教務部長兼調査研究部長、2009年同調査研究部長・京都大学公共政策大学院特別教授、静岡県立大学教授等を経て、2018年より現職。

令和6年度　研修受講者の声　～研修アンケートから～

- 自治体決算の基本的なしくみがよく理解できた。
- 決算カードの中のデータの見方と基本が分かった。
- 行政評価に議会が関わる重要度が理解できた。
- 行政評価の自治体での状況や活用方法、決算審議のあり方についてグループでの意見交換ができたこともよかった。

※ 研修内容については、都合により変更になることがありますので、予めご了承ください。なお、研修についての最新情報は、JAMホームページをご覧ください。

JAMメールマガジンのお知らせ

※ 登録済みで、メールマガジンを受信していない、希望者に対する研修情報などの案内通知に登録がない、などのご登録ください。ご登録は、JAMホームページをご覧ください。

全国研第113号
令和7年4月11日

浜松市議会議長様

公益財団法人全国市町村[redacted]
全国市町村国際文化研修[redacted]
学長　荻澤　[redacted]
滋賀県大津市唐崎二丁目１３[redacted]
登録番号 T6040005002305

研修受講決定兼請求書

先にお申込みいただきました貴所属議員の研修受講について、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。
つきましては、以下の事項にご留意のうえ、所要の事務手続等についてよろしくお願いします。

氏名	石津 陽子
コース名	令和７年度市町村議会議員研修〔2日間コース〕「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」
研修期間	令和7年3月19日（月）　～　3月20日（火）

1 研修受講に要する経費の納入について
下記金額を、指定期間内に指定口座に振り込んでください。

(1)　納入金額：8,050円
<内訳>
研修費(@1,300)(課税10%分)　2,600円
食費(課税10%分)　1,700円
食費(不課税分)　1,450円
研修生活動費(課税10%分)　2,300円

〈領収書不要〉

(2)　税区分による内訳：(課税10%分)　6,650円(内税 660円)
(不課税分)　1,450円(内税 0円)

(3)　指定期間：　令和7年5月8日（木）　～　5月14日（水）

(4)　指定口座：　滋賀銀行　唐崎支店　普通No. 461158
みずほ銀行　大津支店　普通No. 1705329
名義人：ｻﾞｲ) ｾﾞﾝｺｸｼﾁｮｳｿﾝｹﾝｼｭｳｻﾞｲﾀﾞﾝ
ｾﾞﾝｺｸｼﾁｮｳｿﾝｺｸｻｲﾌﾞﾝｶｹﾝｼｭｳｼｮ
(公財) 全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所

注１）　振込依頼書の「ご依頼人氏名欄」は、必ず団体名を記入してください。
注２）　貴団体からの振込通知書の送付は不要です。
注３）　振込手数料は、貴団体で負担願います。

2　受講者に対する連絡指導について
同封した以下の書類を受講者に渡していただき、受講者が必要な事前の準備を整えたうえ、所定の日時（令和7年5月19日　11:00～12:00）に研修所に入所するよう指導してください。
・受講にあたっての留意事項（受講者用）
・受講される皆さまへ
・時間割

3　受講者を研修に専念させることについて
研修期間中は、研修に専念していただくため、緊急の場合を除き、職務の都合により途中退所や一時帰庁するのはもちろんのこと、職務関連の電話連絡を受けることのないよう、事前準備についてお伝えください。

4　研修所への利用交通機関について
研修所は、ＪＲ湖西線・唐崎駅より徒歩３分です。唐崎駅には快速・普通列車は停車しませんので、ご注意ください。
所内の駐車スペースに余裕がありますので、来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。なお、研修期間中は、休日を除いて車での外出はできません。

5　最終日の宿泊について
最終日の宿泊はできませんので、当日帰れない場合は、別途宿泊場所の確保及び手当の支給等の承認をお願いします。
最終日の研修終了時刻は、15:15頃です。

6　受講申込みの取消等について
この受講決定通知受領後の受講申込みの取消（受講辞退）は、原則として認めません。疾病その他真に止むを得ない事由により、受講が困難となった場合には、直ちにその旨を当研修所（教務部）に連絡してください。
なお、受講辞退となった場合であっても、ご負担いただく経費（手配済物品の費用等）が発生することがあります。
また、この研修は応募者多数のため、抽選により受講者とキャンセル待ち者を決定しました。本通知に記載の受講者が受講できなくなった場合は受講辞退となり、受講者の変更はお受けいたしかねますのでご了承ください。

7　途中退所について
研修期間中、受講者に、他の受講者等に著しく迷惑を及ぼす行為、研修所の規律を乱す行為その他公務員としてふさわしくない行為が認められる場合は、直ちに通知したうえで、退所を命ずることがあります。

8　感染症等への対応について
当研修所では、マスクの着用については、個人の選択を尊重することとしていますが、集団研修を実施している組織として、教室等の換気やアルコール消毒液の設置、受講者数に応じた配席の工夫など、可能な範囲で新型コロナウィルス感染症等の感染拡大防止策を講じていくこととしております。
また、体調不良等の方については、マスク着用の要請や受講をご遠慮いただくこともありますので、あらかじめご承知下さい。

9　問い合わせ先
全国市町村国際文化研修所（JIAM）
【研修に関すること】　教務部　TEL 077-578-5932　[redacted]
【経費納入に関すること】　経理課　TEL 077-578-5931

受講にあたっての留意事項（受講者用）

研修所での生活については、JIAMホームページに掲載している「研修のしおり」（※1（裏面参照））を事前にダウンロードして読んでおいてください。また、次の事項は特にご留意ください。
・研修期間中は研修に専念し、全日程を受講していただくため、緊急の場合を除き、職務の都合により途中退所や一時帰庁することはできません。

1　受講者は、5月19日の 11:00～12：00 の間に到着するよう来所してください。

2　研修所は、ＪＲ湖西線・唐崎駅より徒歩３分です。唐崎駅には快速・新快速列車は停車しませんので、ご注意ください。所内の駐車スペースには限りがありますので、来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。なお、研修期間中は、休日を除いて車での外出はできません。

3　宅配便で荷物を送られる方は、「研修名」、「勤務先の都道府県名・市町村名」及び「受講者氏名」を必ず記入ください。なお、冷蔵・冷凍品・生ものの送付は禁止していますので、ご留意ください。

4　宿泊室は個室で全室禁煙です。トイレはありますが、浴室・シャワーは共同です。喫煙は所定の喫煙場所でお願いいたします。

5　飲酒は許可されている部屋のみでお願いいたします。なお、飲酒により他の受講者に迷惑を及ぼし苦情が寄せられるなど、目に余る行為があった場合には、派遣元に連絡いたします。

6　研修所では次のものを準備しておりません。受講にあたり必要な場合は、各自でご準備いただきますようお願いいたします。なお、宿泊室のベッドメイクも各自でお願いします。

・ゆかた（パジャマ等）	・歯ブラシ、歯磨き粉	・コップ（歯磨き用）
・タオル、バスタオル	・石けん	・室内用スリッパ

7　講義中の録音、写真撮影はお断りしておりますので、ご了承ください。

8　最終日の研修終了時刻は、15：15 頃です。

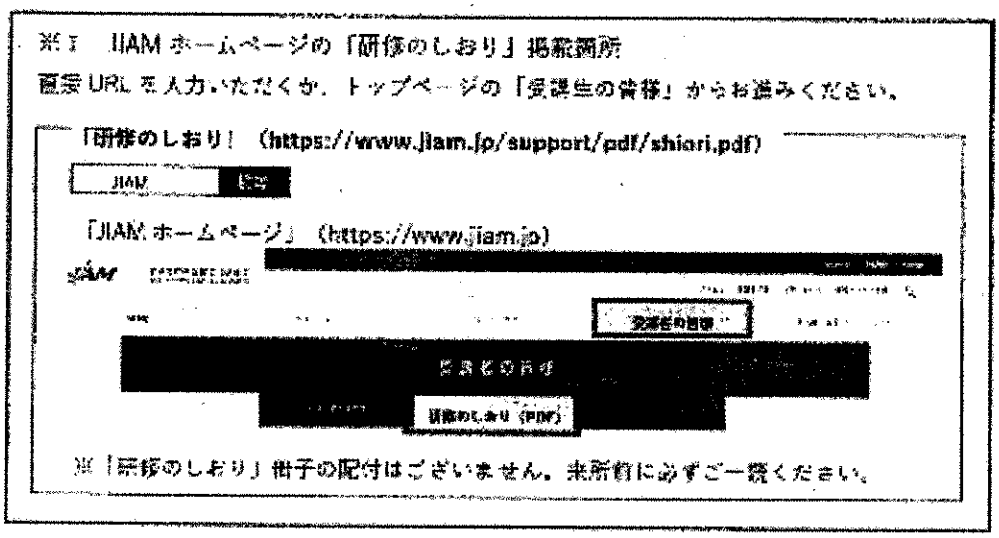
9　研修期間中、他の受講者等に著しく迷惑を及ぼす行為、研修所の規律をみだす行為その他公務員としてふさわしくない行為は厳に慎んでください。そのような行為が認められる場合には、派遣元に通知したうえで、退所を命ずることがあります。

10　本通知受領後の受講申込みの取消（受講辞退）は、原則として認めません。疾病その他真にやむを得ない事由により、受講が困難となった場合や受講者を変更しなければならないこととなった場合には、直ちにその旨を当研修所（教務部）に連絡してください。なお、万一受講辞退となった場合であっても、ご負担いただく経費（手配済物品の費用等）が発生することがありますので、ご了承ください。

11　当研修所では、マスクの着用については、個人の選択を尊重することとしていますが、集団研修を実施している組織として、教室等の換気やアルコール消毒液の設置、受講者数に応じた配席の工夫など、可能な範囲で感染症等の感染拡大防止策を講じていくこととしております。
　また、体調不良等の方については、マスク着用の要請や受講をご遠慮いただくこともありますので、あらかじめご承知下さい。

裏面に続く

12　当研修所では、地球温暖化防止及び省エネルギーに資するため、夏季の期間（6月1日から10月31日まで）は、「ノーネ着・ノーネクタイ」などの軽装での受講を奨励しており、職員も軽装で執務しております。公務研修の場における服装として品位を保てる軽装で受講してください。



受講される皆さまへ

全国市町村国際文化研修所

この度は、令和７年度市町村議会議員研修［２日間コース］「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」にお申し込みいただき、誠にありがとうございます。
本研修は、すでにちらし・HP等でご案内のとおり、次のねらいのもと実施いたします。
再度ご確認いただき、下記のとおりご準備いただきますようよろしくお願いいたします。

本研修のねらい

決算審査の意義・重要性を認識し、市町村議会議員が身に付けておきたい決算書類審査のポイント及び財政指標による自治体財政分析の手法を学びます。
また、決算審査のあるべき姿について考察し、地方公会計によるバランスシート等の財務書類を活用した決算審査について学習します。特に、行政評価手法を活用して事務事業の改善ポイントを検討し、予算審議にも活用していく方法を、演習を通じて身に付けます。

記

1　事前アンケートについて
研修に先立ち、研修テーマに関する貴団体の調査をしていただくことにより，状況把握をしていただきます。また、本研修で特に聞きたい内容があればお書きください。
なお、提出いただいた資料は、集計し、今回の出講講師及び受講者に配付させていただきますので、ご了承ください。
事前アンケートの提出がない場合は、本研修を受講いただけません。

「事前アンケート」については、下記のとおりご提出ください。
①様式は、研修所ホームページ（https://www.jiam.jp）の「受講者の皆様」からダウンロードしてください。
②提出期限：令和７年５月２日（金）12時　必着
③提出方法：電子メールにて、h-kitao@jiam.jp　北尾　あてに提出してください。
※ファイル名は「事前アンケート　団体名　氏名」とし、電子メールの件名を「事前アンケート」としてお送りください。

Excelにて集計を行いますので、提出は必ず電子メールにてお願いいたします。

2　受講に際してご持参いただくもの
・財政状況資料集など細かい数字を確認しながらの講義・演習となりますので、**眼鏡**などが必要な方は、あらかじめ準備してご参加ください。
・貴団体の直近の**決算カード**及び**類似団体比較カード**をご持参ください。
貴団体の財政担当課に問い合わせていただくか、または総務省のホームページ（https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html）からも入手できます。

3　参考図書・資料について
事前学習の参考図書として、研修前にご一読いただくと理解が深まります。
○稲沢克祐［著］（2021年）『ゼロからできる　自治体の財政分析』学陽書房
また、貴団体の決算書類、財務諸表や行政評価シート等をご一読していただきますと、講義内容をイメージしやすくなり、研修がさらに効果的になるものと思われます。

＜連絡先＞
〒520-0106 滋賀県大津市唐崎２丁目13番１号
全国市町村国際文化研修所（JIAM）
TEL：077-578-5932 /担当：北尾 [redacted]

令和7年度　市町村議会議員研修【2日間コース】
「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」事前アンケート

【提出期限】令和7年5月2日（金）12時　必着

【提出方法】ファイル名は「事前アンケート　団体名　氏名」とし、
電子メールの件名を「事前アンケート」としてお送りください。

【提出先メールアドレス】[redacted]
提出の際はメールアドレスの「★」を半角の「@」に変換してください。

【様式】　JIAMホームページ（https://www.jiam.jp）内の「受講者の皆様」を
クリックし、様式をダウンロードしてください。

※ Excelにて集計を行いますので、列・行・セルの追加・削除は行わないでください。
また、提出は電子メールにてお願いいたします。

※ このアンケートにご記入いただいた内容は、集計の上、講師及び受講者全員に配布いたしますので、あらかじめご了承ください。
なお、質問がある場合は、下記2（1）の「講師に対する質問」欄に、講師名を選択し、ご記入ください。ただし、このアンケートにご記入いただいたご意見、ご質問につきましては、講義中にすべて取り上げることができない場合があります。ご容赦いただきますようお願いいたします。

都道府県	所属議会名	氏名

1　あなたの自治体における決算審査等の状況について、ご記入ください。

(1) 決算審査を効果的に進めるために工夫していることがあればご記入ください。
例：事業別の決算書を作成している。決算審査にあたって公聴会を積極的に開催している。
等

(2) 住民に対して決算の説明をするために、どのような工夫をしていますか。
議会だけでなく執行部で行っている工夫も含めてご記入ください。

次ページもご回答ください。

(3)執行部において、行政評価制度を実施していますか。
　実施している場合には、どのレベルの行政評価を実施していますか。

行政評価制度 （どちらかの番号を選択）	1 実施している 2 実施していない	回答番号			
実施している場合 （該当する番号全て選択）	1 事務事業評価 2 施策評価 3 政策評価	回答番号 （複数可）			

(4)地方公会計制度・行政評価制度を活用した決算審査を行っていますか。

地方公会計制度 （どちらかの番号を選択）	1 行っている 2 行っていない	回答番号	
行政評価制度 （どちらかの番号を選択）	1 行っている 2 行っていない	回答番号	

(5)決算審査をする際に問題や課題となっていることがあればご記入ください。

2　研修時に聞きたいことについて、ご記入ください。

(1)講師に対する質問があれば、どの講師あての質問か、その講師名を選択した上で、ご記入ください。いただいたご質問については、時間等の可能な範囲で、講義時間中に当該講師から回答いたします。

質問したい講師名	質問事項（簡潔にご記入ください）

(2)他の受講者から意見を聞きたいと考えていることがあればご記入ください。

令和7年度　市町村議会議員研修[2日間コース]
「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」　時間割

（敬称略）

月日	曜日	1時限 (9：25-10：35)	2時限 (10：50-12：00)	3時限 (13：00-14：10)	4時限 (14：25-15：35)	5時限 (15：50-17：00)	課外 (17：00-)
5/19	月	11:00-12:00 受付 11:00- 昼食 12:45- 開講式 開講オリエンテーション 入寮オリエンテーション		【講義・演習】 自治体決算の意義と審査のポイント 武庫川女子大学経営学部 教授　金崎　健太郎			17:15- 意見交換会 17:45- 交流会
5/20	火	【講義・演習】 (9:00-15:00) 360分、途中10分休憩、昼休憩 行政評価等を活用した決算審査 京都大学公共政策大学院 名誉フェロー　小西　敦				15：00-15：15 閉講・事務連絡 ※「受講証明書」の再発行はできませんので 紛失されないようご注意ください。	

◎日程は、都合により変更になる場合があります。

（令和7年4月11日現在）

[redacted]

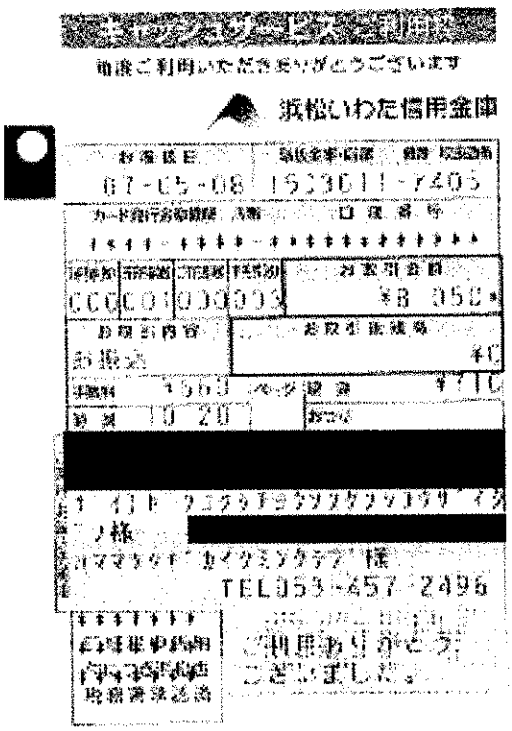
支払証明書

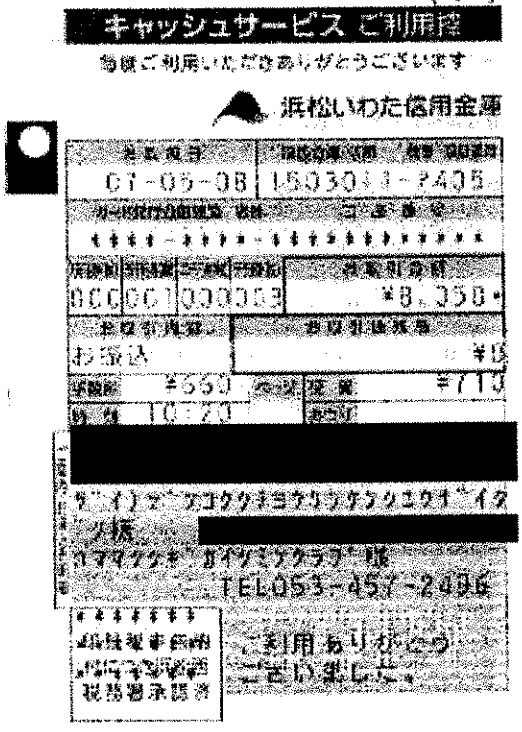
		百	拾	万	千	百	拾	円
金額				¥	8	7	1	0

但し　令和7年5月19日(月)～5月20日(火)
市町村議会議員研修「2日間コース」の受講料と振込手数料

内訳　受講料(研修費、食費、研修生活動費)　8,050
振込手数料(ATM現金、他行宛)　660
8,710 円

(写し)





上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年 5月 8日

会派名　浜松市議会[redacted]

代表者名　鈴木真人[redacted]

旅　費　支　払　証　明　書

出張年月日	2025年5月19日(月)～20日(火)
出張先 (目的)	滋賀県大津市 全国市町村国際文化研修所 (市町村議会議員研修)
出張者氏名	石津陽子

旅　費　額　内　訳

項　目	金額	備考
交通費	15,820 円	詳細は下記の通り
日　当	0 円	経費に研修、宿泊、食事(朝食1回、昼食2回、夕食1回)、資料等を含むため、日当及び宿泊費は不支給
宿泊費	0 円	
合　計	15,820 円	

金額	百	拾	万	千	百	拾	円
		￥	1	5	8	2	0

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 7年 6月 20日

会派名　浜松市議会市民クラブ

代表者　鈴木真人 [redacted]

〈詳細〉　※浜松市内の移動については市内近接地旅費にて精算

JR券　15,820 円

Ⓐ 7,910 5/19　浜松駅⇒唐崎駅(乗車券＋特急券:自由席)

Ⓑ 240 5/20　唐崎駅⇒京都駅(乗車券)

Ⓒ 7,670 5/20　京都駅⇒浜松駅(乗車券＋特急券:自由席)

(A)

領　収　書

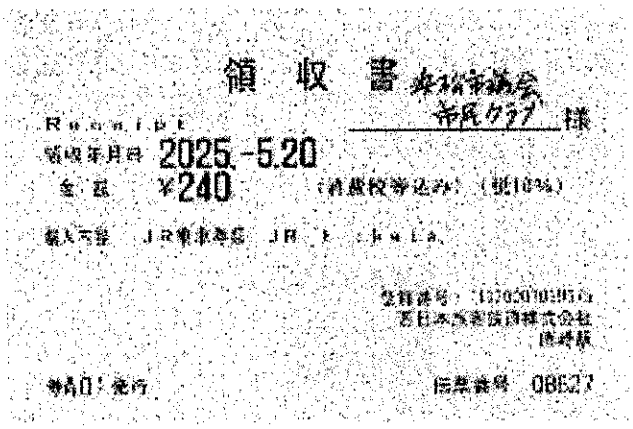
浜松市議会
市民クラブ　様

2025 -5.15

¥7,910（消費税等込み）

非課税申告納付につき名古屋中村税務署承認済

(B)



領　収　書

浜松市議会
市民クラブ　様

2025.-5.20

¥240　（消費税等込み）（税10%）

(C)

領　収　書

浜松市議会
市民クラブ　様

2025.-5.20

¥7,670（消費税等込み）

非課税申告納付につき名古屋中村税務署承認済

令和　7年　6月　20日

会派名　　浜松市議会　市民クラブ
代表者名　会長　鈴木真人 様

報　告　書

出張年月日	令和7年5月19日（月）～20日（火）
出　張　先	滋賀県大津市　全国市町村国際文化研修所
出張の理由	市町村議会議員研修の受講
出　張　者 氏　名　印	石津陽子[redacted]

（出張の顛末）

別紙のとおり

（備考）

受講証明書

団　体　名　：　浜松市

所属・氏名　：　浜松市議会　議員　石津　瑞子

研　修　名　：　令和７年度市町村議会議員研修［2日間コース］
「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」

期　　間　：　令和7年5月19日（月）　～　5月20日（火）

上記の研修を受講したことを証明します。

令和7年5月20日

全国市町村国際文化研修所
学　長　　荻　澤　　浩　[redacted]

【研修会報告】

石津陽子

「自治体決算の基本と実践」

～行政評価を活用した決算審査～

【日時】令和７年５月19日（月）～20日（火）
【場所】全国市町村国際文化研究所

【講義】　「自治体決算の意義と審査のポイント」
武庫川女子大学　経営部　教授　金﨑　健太郎　氏

自治体決算の意義や流れ、その役割や重要性について学ぶ。さらに決算カードや類似団体比較カードの読み方を学習し実際に決算審査の際のポイントなどについての理解を深める。

「行政評価等を活用した決算審査」
京都大学公共政策大学院名誉フェロー　小西　敦　氏

行政評価の基本と目的を理解し、評価手法等を学び、それらを活用した決算審査の進め方についての理解を深める。また、議会による行政評価への関わり方についても考える。

【研修概要】

≪自治体決算の意義と役割≫

地方公共団体は、何をやるかが一番大事。民間企業は決算が一番大事。
お金を使わなかったら、仕事をしていないと言われてしまうのが公共団体。
決算審議で見えてくるものを次の予算審議に活かす。

項目	地方公共団体（官庁会計）	民間企業（企業会計）
作成目的	住民の福祉の増進	利益の追求
報告主体	首長	取締役

報告先	住民（提出先は議会）	株主（提出先は株主総会）
説明責任	議会の承認・認定（予算・決算） →事前統制（予算）の重視	株主総会の承認（決算） →事後統制（決算）の重視
簿記方式	単式簿記	複式簿記
認識基準	現金主義会計	発生主義会計
自納整理期間	あり	なし
決算書類	歳入歳出決算書 歳入歳出決算事項別明細書 実質収支に関する調書 財産に関する調書	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 キャッシュ・フロー計算書

法令で昭和33年につくられている様式一ややこしい言葉が多い
決算が遅いのに、会計原理が民間とは違う。
お金を使わなかった＝仕事をしなかった。
公会計として、民間会計のように財政状況を見える化したもの。

・自治体決算とは①歳入歳出に対する出納の実績、歳出予算の適正な執行及びその成果を調査しその適否をみる。
②次年度予算の執行の際の指針となる。

・一般会計と特別会計
一般会計：教育や福祉、土木、産業振興などの仕事と必要な財源
特別会計：特別の目的に従って別々に作られている
介護保険事業会計　国民健康保険事業会計　＝　公営事業会計
上下水道事業会計　病院事業会計　＝　公営企業会計
＊公営企業会計は公営事業会計の一部

・財政分析するための統計上の会計　普通会計と公営事業会計
気候も地形も人口、産業構造など、千差万別な市町村自治体の違いを統一することで、財政分析が可能なようにするもの。
普通会計＝一般会計と一般会計に近い内容の仕事の特別会計
公営事業会計＝普通会計に入らない特別会計全般

≪決算カードの読み方≫
・実質収支が自治体の基本。翌年度に繰り越すべき財源を形式収支から引いた数字。
形式収支　＝　歳入決算額　－　歳出決算額
実質収支　＝　形式収支　－　翌年度へ繰り越すべき財源

黒字か赤字かを判断する際の中心。実質収支が赤字出ないことは、収支健全性の最低条件ではあるが、大きな黒字を出すということは企業ならばよいが自治体の場合は、住民に対して相応のサービスを提供していないということ。どの程度が最適なのか。大切なのは、実質収支比率。標準財政規模とはその自治体の標準的な一般財源の総額。地方税収入額－地方交付額＋地方譲与税額＋臨時財政対策債発行可能額を合わせたもの。

実質収支比率　＝　実質収支／標準財政規模　×　１００

3から5%程度が望ましい。

・単年度収支：繰越金の影響のない収支

単年度収支　＝　当該年度の実質収支　－　前年度の実質収支

単年度収支には以下のような要素が加味されている

・歳入増となるため現金が余る方に働くが、実質的には余る要因と言えないもの

＝財政調整基金の取り崩し

・歳出増となるため現金が不足する方に働くが、実質的には不足するとは言えないもの

＝財政調整基金への積立、地方債の繰上償還

↓単年度の現金の実質的な過不足額を把握

・実質単年度収支：正味の単年度財政運営の姿

実質単年度収支＝単年度収支＋実質的な黒字要素－実質的な赤字要素

実質的な黒字要素：財政調整基金積立額、地方債繰上償還額

実質的な赤字要素：財政調整基金取崩し額

実質単年度収支の赤字が継続→次第に財政が危険水域に

・財政力指数

財政力指数とは、自治体の財力的豊かさを示す。

財政力指数＝基準財政収入額／基準財政需要額　過去3年間の平均値

財政力指数が高い→保留財源が大→財源に余裕

基準財政需要額－基準財政収入額＝普通交付額

保留財源　標準的な地方税収×25%

・経常収支比率

経常的な一般財源が経常的経費にどれだけ使われているかを表す。

→政策的な経費など回す余裕はどの程度あるのか。

経常収支比率＝（経常経費充当一般財源÷経費一般財源）×１００

≪行政評価等をどう活用するか≫

行政評価の基本として、地方自治体の全般的な行政評価について、実施を義務付け、方法等を規定する国は存在しない。

→実施・非実施を含めて地方自治体の自由→評価制度の設計も自由。

「評価法の目的規定（第１条）行政機関が行う政策の評価に関する法律」

行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進し、その結果の政策への適切な反映を図ると共に、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進を資すると共に、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

総合評価の在り方（評価法大３条１項）

行政機関はその所掌に係る政策について、適時にその政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活および社会経済に及ぼし、また及ぼすことが見込まれる影響をいう。）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性または有効性の観点からその他当該政策も特性に応じて必要な観点から、自らを評価するとともにその評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

評価法と地方公共団体の評価委の関係

本法制における政策評価は、国が自らの政策について行う評価であることから、地方公共団体はその実施主体とはならない。

地方公共団体が自らの政策について評価を行いこれを公表することも、住民に対する説明責任や行政の効率化の観点から重要であることから、本法制において、政策評価制度の導入に取り組むことを地方公共団体の責務として規定することも考えられる。

しかしながら、各地方公共団体の政策評価について、本法制における政策評価制度を「標準形」として一律にこれと同様の取り組みを求めることは、地方公共団体の自主性や独自性を考慮すると必ずしも適当ではなく、また既に地方公共団体の間で独自の取り組みも始まっていることから、本法制においては地方公共団体の責務についての規定は盛り込まないことにすることが適当である。

現状として、各地方自治体それぞれがおのおのの評価制度に基づき行っている。評価の法的根拠として、条例を定めている自治体もある。政令指定都市では、47.4%が条例として定めている。行政評価として、「政策」「施策」「事務事業」においては施策については、50.4%が導入済み。事務事業については60.9%が導入済。

【所感】

「自治体決算の意義と役割」に関する学びは、地方議員として、財政の透明性と説明責任を果たすという観点から、非常に重要なテーマであり、改めて自治体会計の基本的な考え方と、それをどう読み解き、議会として活用していくかという視点を深めることができた研修でした。

特に印象的だったのは、決算カードの読み方について、ここまで丁寧かつ体系的に学ぶ機会はこれまでなかったということです。決算カードには、形式収支・実質収支・単年度収支・実質単年度収支・財政力指数・経常収支比率など、さまざまな財政指標が示されており、それぞれに自治体の財政運営の現状や課題が読み取れるようになっています。

例えば、「実質収支比率」は3~5%程度が望ましいとされ、これはその自治体が適正に予算執行を行い、一定の財源を翌年度に繰り越すことで、持続可能な財政運営ができているかを判断する大きな指標になります。一方で、民間企業であれば「黒字」が歓迎されますが、自治体にとって大幅な黒字は「市民に対する必要なサービスが行き届いていないのではないか」という逆の懸念にもつながります。こうした基本的な価値観の違いを学び直すことができた点は、決算書を議会で審議する際の視点に大きく影響するものと感じました。

また、「実質単年度収支」に関しても、単純な収支だけでなく、財政調整基金の積立や取崩し、地方債の繰上償還などを調整して、実質的な年度ごとの財政状態を把握する必要があるという点は、議会のチェック機能において非常に重要です。表面的な黒字や赤字にとらわれることなく、その背景にある政策判断や運営方針にまで目を向け、適切に指摘や提案を行っていく姿勢が求められると感じました。

さらに研修では、自治体会計と民間会計の根本的な違いについても改めて整理されました。地方自治体では「現金主義」「単式簿記」で処理されるため、支出の事実がそのまま業務遂行の証明となります。つまり「お金を使っていない＝仕事をしていない」と捉えられる世界です。逆に民間では「発生主義」「複式簿記」によって、利益を最大化するための経営判断が重視されます。公共性を最優先する自治体と、利益追求が本質の企業との間で、会計処理や意思決定の前提が異なるという点を、再確認することができました。

一方で、研修後半では「行政評価」についても学びました。こちらは制度的に全国一律の実施義務はなく、各自治体が独自に制度を設計し、実施・非実施を判断しているという点が特徴です。グループワークでは他の自治体の議員の方々と意見交換を行う機会があり、それぞれの自治体で評価対象や手法、評価の位置づけがまったく異なることに驚きました。条例で制度化している自治体もあれば、ガイドラインベースで柔軟に運用している自治体もあり、「行政評価の仕組み＝正解があるわけではない」という現状を実感しました。

この経験を通じて、今ある評価制度が「完成されたもの」ではなく、市民にとってより分かりやすく、納得感のある形を模索し続ける必要性を強く感じました。例えば、政策の達成度を客観的に数値化する、PDCA サイクルを明確に制度に落とし込む、市民に結果を広く公表するなどの工夫によって、評価制度が形骸化せず、むしろ「よりよい行政」のために活用されるべきものとなるよう改善の余地があります。

議員として、こうした行政評価の在り方を点検・提案する立場にあることを再認識すると同

特に、自らも政策や事業を「評価する視点」を持ちながら議会活動を行うことの大切さを学びました。

今回の研修は、自治体の財政運営や政策評価について、理論と実務の両面から理解を深める非常に有意義な機会となりました。今後は、議会での決算審査や予算提案において、得られた知見を活かし、より健全で透明性のある自治体運営に貢献できるよう努めてまいります。また、市民の皆さまにもわかりやすく行政の財政状況や評価結果を伝えることで、自治体への信頼と参加意識を高めていく一助となれるよう、今後も日々研鑽を重ねてまいります。

2025年5月19日
JAM市町村議会議員研修

自治体決算の意義と審査のポイント

武庫川女子大学教授　金崎 健太郎

自己紹介　金崎健太郎（かなさき　けんたろう）

京都大学法学部卒業
筑波大学大学院システム情報工学研究科修了　博士（社会工学）

旧自治省（現・総務省）入省後、
佐賀県財政課長、佐賀県総括政策監、和歌山市副市長、総務省選挙部企画官、札幌市財政局長、内閣官房内閣参事官、関西学院大学法学部教授等を経て、

現在　武庫川女子大学経営学部教授・JIAM客員教授
西宮市監査委員（識見委員）

（令和6年）

令和7年11月6日

会派名　浜松市議会 市民クラブ
代表者　鈴木真人 様

会派名　浜松市議会 市民クラブ
氏　名　大城七瀬 [redacted]

出張届

下記により、政務活動のため、出張することになりましたので届け出ます。

記

1. 出張者　　花井洋介　　大城七瀬

2. 期間及び出張先　　令和7年11月13日(木)　　16:30～20:40
日本体育大学　東京・世田谷キャンパス

3. 目的　　学校・部活動における重大事件・事故から学ぶ研修会
●部活動の重大事故・事件を防ぐためにできることを学ぶ
・防ぐことの出来た重大事故の実例を学びながら、
子どもたちが安心安全に部活動を楽しむために、
すべきことを事故当事者と共に考える。

視察依頼書送付願

令和　　年　月　日

浜松市議会議長 様

会派名　浜松市議会 市民クラブ
代表者氏名　鈴木真人　　㊞

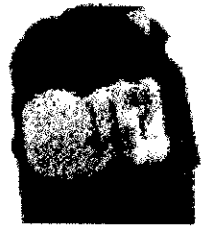
上記のとおり、所属議員が政務活動のため、出張することになりましたので、視察先あての視察依頼書の添付をお願いします。

学校・部活動における重大事件・事故から学ぶ研修会

～日本体育大学が「超本気」で取り組み続ける「命の授業」～







対 象：教職・スポーツ指導者を目指す学生、学友会に所属する学生
部活動事故や安全指導に関心のある学生・一般の方

時 間：18時30分～20時40分　受講料：無料

第1回　2025年11月13日(木)

@日本体育大学 東京・世田谷キャンパス 記念講堂

■部活動中の重大事故・事件を防ぐためにできること■

この研修会では、防ぐことのできた重大事故の実例から学びながら、子どもたちが安心・安全に部活動を楽しむために、私たちがすべきことについて事故当事者の方々と共に考えます。

- ***兵庫県立龍野高校テニス部熱中症事故　栗岡正則さん***

2007年、当時高校2年生であった栗岡梨沙さんは、テニス部の練習中に熱中症で倒れ、救急搬送されました。幸い命は取り留めたものの、脳に重い障害を負い、24時間の介護を必要としています。父である正則さんは「なぜ事故が起きたのか、防ぐことはできなかったのか」を問い続けています。

- ***須賀川一中柔道部暴行傷害事件　車谷政幸さん・晴美さん***

2003年10月、中学1年生の侑子さんは柔道部の練習中に頭を打ち、意識不明の重体となりました。自宅での懸命な介護を続けてきていましたが、2018年に亡くなりました。ご両親は、侑子さんの事故を教訓に、安全な部活動の実施を呼びかけたいとの願いの下、日体大でお話し下さいます。

第2回　2025年12月5日(金)

@日本体育大学 横浜・健志台キャンパス新5号館 5302教室

■学校・部活動での「不適切指導」について考える研修会■

この研修会では、生徒の心を追い詰める「不適切指導」や「指導死」の問題について、当事者を交えてともに考えます。教師やスポーツ指導者、子どもと関わる仕事をしている方・志している方、部活動に携わっている教員・学生の方々は必聴です。

- ***北海道立高校吹奏楽部「指導死」事件***

2013年、道立高校1年の男子生徒が自ら命を絶ちました。前日に、吹奏楽部の顧問教諭から部活の後に別室で呼び出され、事実に反することを一方的に告げられた上で、理不尽な指導を受けていました。

- ***栃木県中学・体育教師による不適切指導事件***

中学校の体育の授業中に教師が「お前の態度が気に入らない」などの威圧的な発言とともに、不適切な指導を受けた3年生男子(14歳)が、その指導によって追い詰められ、棟の上から飛び降りました。一命はとりとめたものの、重傷を負い、今も後遺障害に苦しんでいます。

【お申込】専用フォーム（QRコード）からお申込みください。

【申込期限】第1回:11月9日(日) / 第2回:11月30日(日)

専用フォーム

主催/お問合せ　日本体育大学キャリアセンター

東京・世田谷キャンパス　東京都世田谷区深沢7-1-1　℡03-5706-0914

※取材やカメラ撮影等をご希望の方はお申込みと併せて取材申請手続きをお願いします。℡03-5706-0948（広報課）

旅　費　支　払　証　明　書

出張年月日	2025年11月13日(木)
出張先 (目的)	東京都 日本体育大学:世田谷キャンパス (「学校・部活動における重大事件・事故から学ぶ研修会」へ参加)
出張者氏名	花井洋介、大城七瀬

旅　費　額　内　訳

項　目	金額	備考
交通費	33,900 円	詳細は下記及び別添の行程表通り
日　当	3,000 円	@ 1,500 円 × 2 人 × 1 日
宿泊費	0 円	@ 14,800 円 × 0 人 × 0 泊
合　計	36,900 円	

	百	拾	万	千	百	拾	円
金額		¥	3	6	9	0	0

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年 11 月 14 日

会派名　浜松市議会 市民クラブ

代表者　鈴木真人 [redacted]

〈詳細〉

※交通費の詳細については以下の通り。

東海旅客鉄道株　32,700 円　(往路:自由席7,910円＋復路:指定席8,440円)×2名　領収書 Ⓐ⑰

東急田園都市線　720 円　180×2(往復)×2名

東急バス　480 円　240×2名

(3)

領収書

Re:ライトアップ 浜松市鴨金市民プラザ 様

領収年月日 2025.11.13 登録番号 T3180001031569

金額 ¥7,910 (消費税等含む) 第1号

上記金額を領収いたしました

購入商品 ライト電車基本セット

(40060 1枚)

東日本旅客鉄道株式会社

上毛鉄道ビル5号行 90041-02

収入印紙 非課税自己消費 但につき老人優待 税務署承認済

(A)

領収書

Re:ライトアップ 浜松市鴨金市民プラザ 様

領収年月日 2025.11.13 登録番号 T3011001029537

金額 ¥8,440 税10%

上記金額を領収いたしました

購入商品 ライト電車基本セット

(30185 1枚)

東日本旅客鉄道株式会社

営業第ビル7号行 90185-02

収入印紙 非課税自己消費 但につき老人優待 税務署承認済

領収書

Re:ライトアップ 浜松市鴨金市民プラザ 様

領収年月日 2025.11.13 登録番号 T3180001031569

金額 ¥7,910 (消費税等含む) 第1号

上記金額を領収いたしました

購入商品 ライト電車基本セット

(10092 1枚)

東海旅客鉄道株式会社

静岡営業ビル3号行 21093-02

収入印紙 非課税自己消費 但につき老人優待 税務署承認済

(B)

領収書

Re:ライトアップ 浜松市鴨金市民プラザ 様

領収年月日 2025.11.13 登録番号 T3011001029537

金額 ¥8,440 税10%

上記金額を領収いたしました

購入商品 ライト電車基本セット

(60188 1枚)

東日本旅客鉄道株式会社

営業第ビル7号行 00139-02

収入印紙 非課税自己消費 但につき老人優待 税務署承認済

行程表

日　程　：　令和７年11月13日(木)
場　所　：　東京都
出張者　：　花戸洋介、大城七瀬、以上２名
目　的　：　学校部活動における研修会

日	行程・内容	会場
11/13 (木)	15:15　新幹線改札口 集合 ■浜松　　３番線発 ｜　こだま730号(N700系)(東京行)　250.3km ｜　15:25-17:11 〔106分〕　4,510円 (指定席 3,930円) ◇品川　　22番線着・３番線発　〔乗換10分-待ち０分〕 ｜　山手線外回り渋谷方面行　7.2km　３号車 ｜　17:21-17:34 〔13分〕 ｜ ◇渋谷　　１番線着・１番線発　〔乗換６分+待ち１分〕 ｜　東急田園都市線(長津田行)　6.3km　８・10号車 ｜　17:41-17:52 〔11分〕　180円 ◇桜新町/桜新町駅　　１番線着・２番のりば発　〔乗換５分-待ち11分〕 ｜　〔東急バス〕黒07(目黒駅前行) ｜　18:08-18:13 〔５分〕　240円 ◇日本体育大学前　　２番のりば着 ｜　徒歩　0.1km　　(18:13)-(18:15) 〔２分〕 ｜ ■日本体育大学 東京・世田谷キャンパス ●18:30～20:40　日本体育大学 学校・部活動における重大事件・事故から学ぶ研修会 ・部活動中の重大事故・事件を防ぐためにできること ・防ぐことのできた重大事故の実例 ・子どもたちが安心・安全に部活動を楽しむために ■日本体育大学 東京・世田谷キャンパス ｜　徒歩　1.3km　　(20:56)-(21:16) 〔20分〕 ｜ ◇桜新町　　２番線発 ｜　東急田園都市線(押上行)　6.3km　５・８号車 ｜　21:16-21:27 〔11分〕　180円 ◇渋谷　　２番線着・２番線発　〔乗換６分-待ち０分〕 ｜　山手線内回り品川方面行　7.2km　６・10・11号車 ｜　21:33-21:46 〔13分〕　4,510円 ◇品川　　１番線着・24番線発　〔乗換10分+待ち14分〕 ｜　ひかり669号(N700S系)(名古屋行)　250.3km ｜　22:10-23:17 〔67分〕 ｜　　(指定席 3,930円) ■浜松　　６番線着	【集合：浜松駅改札口】 花戸洋介(企画者) [redacted] 【日本体育大学】 〒158-0081　東京都世田谷区深沢７-１-１ 日本体育大学キャリアセンター ✆03-5706-0948

令和 7 年 11 月 14 日提出

会派名　浜松市議会　市民クラブ
代表者名　会長　鈴木　真人 様

報　告　書

出張年月日	令和7年11月13日(木)
出　張　先	東京都世田谷区(日本体育大学世田谷キャンパス)
出張の理由	学校・部活動における重大事件・事故から学ぶ研修会
出　張　者 氏　名　印	花井　洋介[redacted]㊞　　大城　七瀬[redacted]㊞

(出張の顛末)

11月13日　午後6時30分から、日本体育大学世田谷キャンパスにおいて開催された、「学校・部活動における重大事件・事故から学ぶ研修会」を聴講した。主な内容は別紙のとおり

学校・部活動における重大事件・事故から学ぶ研修会

市民クラブ　花片　洋介

■開催日時：2025 年 11 月 13 日(木)18：30～20：40
■会場：日本体育大学世田谷キャンパス
■研修：「学校・部活動における重大事件・事故から学ぶ研修会」

【須賀川一中柔道部暴行傷害事件】
亜谷優子さん（当時中学 1 年生）は、明るく活発で正義感の強い少女だった。
柔道部に入部した半年後の 2003 年 9 月、部長の生徒に投げられて頭部を負傷し入院。母親は復帰に際して顧問に配慮を求めたが、顧問は怪我の情報を部員に共有せず、適切な指導も行っていなかった。
■ 2 回目の重大事故（2003 年 10 月 18 日）
顧問・副顧問が不在の中、足を痛めて練習を休んでいた優子さんを部長の少年 A が「サボっている」と決めつけ、繰り返し投げつけた結果、急性硬膜下血腫で意識不明となった。一命は取り留めたが、「遷延性意識障害（植物状態）」に陥った。
■ 学校側の不誠実な対応
救急要請が遅れ、到着時には重篤な状態だった。校長は「頭は打っていない」と虚偽の説明を行い、事故を 3 ヶ月公表しなかった。顧問不在の事実も隠蔽されていた。
A 少年は「軽く投げただけ」「なんとも思わない」と証言し、反省は見られなかった。
■ 裁判と矛盾
被害者家族は民事裁判を起こしたが、未成年部員の証言集めは困難だった。
刑事捜査では「上級生の暴力」が原因と認定された一方、民事では学校側が責任を否定し続け、矛盾した状況が続いた。
■ 15 年間の在宅介護と両親の思い
優子さんは重度障害のため 24 時間介護が必要で、母親は睡眠不足と孤立の中で必死に介護を続けた。制度上、医療的ケアをヘルパーが担えず、家族の負担は非常に大きかった。それでも両親は「苦しいが幸せな時間でもあった」と振り返り、2018 年に 27 歳で逝去した娘ともっと一緒にいたかったと語る。
■ 社会へのメッセージ
家族は加害者追及ではなく、事故原因の解明を望んでいた。しかし学校は誠実な調査をせず、再発防止にも向き合わなかった。両親は、被害者と学校が敵対するのではなく、同じ方向を向いて真相究明ができる仕組みの必要性を強く訴えている。

【兵庫県立龍野高校テニス部熱中症事故】

2007年5月24日、兵庫県立龍野高校テニス部3年の梨岡理沙さんは、11日ぶりの部活動再開日にランニング中に突然倒れた。気温・湿度が高い悪条件の下、休憩も設定されない過密な練習が行われ、顧問は開始30分で学校に戻り不在。理沙さんは低酸素脳症と遅延性意識障害と診断され、倒れてから救急搬送までの約10分間で脳が深刻なダメージを受けた。2年の入院治療後、現在は自宅で24時間介護を受けている。話す、見る、食べる、動くといった行動はできないものの、声に反応して泣いたり笑ったりする表情は見られる。

■家族が向き合った"原因究明の空白"

学校が渡した報告書は「部活動中の意識喪失」とだけ記された1枚のみ。事故の原因調査は行われず、家族は詳細を知ることすらできなかった。搬送先の医師から「熱中症の可能性」を指摘されたことを受け、父・正則さんは独自に検証を始める。

■調査の結果、

・顧問不在のまま過密なメニューが指示されていた。

・気温・湿度は熱中症リスクの高い水準だった。

・すでに学校には熱中症予防資料が配布されていたにもかかわらず活かされていなかったことが明らかになった。

■学校側の対応　　隠蔽とすり替え

学校側の対応は誠実とは言えず、校長は「多忙」を理由に家族との面会を避け続け、PTAや警察には「事故ではなく持病によるもの」「家族が金銭を求めている」と虚偽の説明をしていた。裁判では、校長が「学校事故と認められると評価が下がる」ことを恐れていた事実も判明した。事実解明を求める家族に対し、学校は寄り添うどころか、情報を隠し、責任から逃れようとしたのである。

■4.8年半に及んだ裁判　　認められた過失と隠蔽

事故から3年後、梨岡さん夫妻は学校と県を提訴。しかし2014年、神戸地裁は「顧問に事故を予見できる特段の事情はない」として請求を棄却した。これに対し、大阪高裁は判断を覆した。顧問には健康状態に配慮し、練習を軽度に抑える義務があった。校長は不都合な事実を隠し、家族の名誉を毀損した。と認定し、両親は逆転勝訴。県が上告したものの最高裁はこれを退け、提訴から8年6か月、ようやく判決が確定した。

■データが示す"繰り返される悲劇"

日本スポーツ振興センターによると、2005年度以降、学校での死亡事故は1614人、障害の残った事故は7715人にのぼる。その分析では、食物による窒息死、窓からの転落など同じような事故が繰り返されており、「教訓が生かされていない」実態が浮かび上がる。

特に部活動での死亡事故の8割は、「突然死」「頭部外傷」「熱中症」に集中。中学・高校では「走る」運動と突然死の関連も指摘され、5月に事故が最も多いという特徴も明らかになっている。国は2016年に重大事故対応指針を作成したものの、法的拘束力はなく、詳細調査が行われた事故は7年間でわずか13件にとどまる。

■これからの部活動・学校に求められること

柴岡家が求めたのは「金銭」ではなく、"何が起きたのかを知りたい""なぜ救えなかったのかを真摯に向き合ってほしい"という、ごく当たり前で切実な願いだった。

いま学校に必要なのは、「勝利至上主義や根性論からの脱却」「科学的根拠に基づいた安全な指導」「事故情報の透明化と共有」「被害者や家族に寄り添う姿勢」である。

安全は、多くの失敗と犠牲の上に成り立つ。

「自分たちとは関係ない」と過去の事故を無視する限り、同じ悲劇は繰り返されてしまう。

子どもたちの命を預かる場として、学校が責任と覚悟を持ち、教訓を未来につなぐことが求められている。

【所感】

この事件・事故の話を聞き、改めて学校における子ども、生徒の安全を優先とした取組みを学校や行政を含めた大人が責任を持って取り組む必要があると認識した。一方でこの様な悲しく、痛しい事例が積み重なり、少しずつ社会の見方、部活動における認識も変わってきている事も事実である。私自身、幼い頃から部活動に親み、今現在も指導者としても活動をしているため自分の中のバイアスもあり、新しい気付きを得る事ができた。思い返すと、部活をしている中で、チームメートが「気持ちが入っていない」と感じた際に、暴力はしないにしろ強く当たってしまった時や、熱中症についても自分が見ているから大丈夫だろうという軽い気持ちを持って指導に当たってしまっていたかもしれないと不安を覚えた。この先、中学部活動の地域展開が進む中で、地域の方に指導員を担っていただく事になるが学校・部活動における事件・事故の事例を共有したうえで、教育活動を行っていく事が重要であると感じた。それも風化させないための定期的に受講できる仕組みづくりを国と方を合わせて本市でも進めていきたい。

熱中症対策については、非常に難しい問題と感じる。長野高校の事例ではテスト期間明けでの疲労感、睡眠不足、久しぶりの運動、気温、湿度など悪条件も重なっている。すべてを把握した上での指導管理の限界と、部活動における監視する目であるマンパワーの不足をどう補えるかは課題として残る。熱中症アラートなど、これまでの事故を受けて進められてきた施策はあるが、更に進化させていく事が必要であり、すでに10年、20年前とは夏場の気温自体も大きく上昇している中、指導者においても変わっていく決断が必要である。

2つの事例では、学校側に隠ぺいしてしまう、せざるを得ない環境も問題となっている。学校における部活動の位置づけの見直しも含めて地域展開となっている。学校側の反省点が、地域展開となり忘れられないように引き継ぎがされるように、提言を続けていきたい。言い方を変えれば、部活動に対する学校の責任を学校から切り離すと受け止められかねない。それでは双方に良い方向には進まないし、一番被害を被るのは子どもたちであり、それを望む大人はいない。子どもたちが一番という認識を私たち大人が共有し、私たちも市政へ取り組んでいきたい。

研修会報告書

大城七瀬

実施日：令和７年 11 月 13 日 18:30～20:40
行 程：浜松駅～品川駅～日本大学 世田谷キャンパス～品川駅～浜松駅
内 容：以下の通り

学校・部活動における重大事件・事故から学ぶ研修会に参加して

この研修会では、防ぐことのできた重大事故の実例から、こどもたちが安心・安全に部活動を楽しむことが出来るために、大人がすべきことについて、事故当事者の方との話を聞きながら考える研修会。

２ つの重大事故の事例（兵庫県龍野高校テニス部熱中症事故、須賀川一中柔道部暴行傷害事件）の話を聞いた。

話を聞いた２つの事故には、共通していることがいくつかあった。まずは、両方とも顧問や指導者となる大人が不在中の事故だったこと。もうひとつは、学校側が責任逃れをしたということ。

柔道部暴行事件においては、当事者の女の子が一度暴行され入院をしているのにも関わらず、教師はその旨をクラスメイトや部活の生徒にも伝えず、２ 度目の暴行で彼女は植物状態になってしまった。部室内で倒れた彼女をすぐに救急車も呼ばずにいたことも原因の一つだ。その後の学校の対応も最悪で、事故後、学校集会もなし、クラスの話もなし。マスコミが取り上げて報道があってからやっと対応したのだそう。また、両親は、ぜひ友達に面会に来てほしいと言っているのにも関わらず、学校側が生徒に伝えたのは、「両親は面会を断っている」とのことだった。その後も、学校の対応は原因不明の事故としてうちは悪くないの１点張り。ご両親がなんとか本当にことを知りたいと、自ら調査をはじめて、ようやくＡという加害者が判明した。しかしこのＡは 13 歳と 11 か月だったため、14 才から施行される少年法にあたらないとのことで、保護観察で終わったそう。

保護者は被害者の女の子を 24 時間体制で看護することに。昼間はヘルパーさんがきてくれてはいるものも、胃ろうや痰の吸引等の医療行為にあたるものは、ヘルパーさんが出来ないため、保護者がやらなくてはいけないので、２ 時間置きに介護しなければならない現状があったけれど、彼女が亡くなった今思うことは、「大変だったけれど、娘ともっと一緒に過ごしたかった」と語る姿は本当につらく感じた。

テニス部の事故においては、熱中症のため倒れてしまった女子生徒の事故。３ 時間休憩をとる時間もないという練習の中、顧問不在の状況で彼女は倒れて病院に運ばれた。今回も学校側は、校長は多忙ということで両親との面会を避け、ＰＴＡや警察に対して、虚偽の情報を流すという悪質な行為をした。こちらの裁判は ８ 年かかり最終的には勝利した。

(所感)

2005年度以降、学校での死亡事故は1614人もいるという現状である。その上、こどもの事故には新しい事故はないということ。イコール同じ事故が繰り返されているということが見える。

浜松市でも今後部活動が地域移行していく中で、指導者には「子どもの命を預かっている」ということを忘れないように指導していくことが重要である。また、こどもたちにも、スポーツ事故の予防を教えること。子どもたちの両親にも教えること。これが同じ事故を繰り返さないことにつながると考える。

新人議員が１期目でつまずかないための
緊急ZOOMセミナー ご案内

1講座
5,000円

～その活動がダメな理由と過去受講者からの気づきの共有～

移動時間ゼロ、夜の2時間で完結する特別Zoomセミナー
過去多数の全国全政党の新人議員にセミナーをしてきた人気講師である議員四半の経験者が
知っているかどうかで大きく差がつく"新人議員の基礎"を伝授します。
初めてのセミナー参加でも大丈夫◎お気軽にご参加ください。

11/14（金） 11/16（日） 11/24（月） 11/26（水）

17:00～19:00

・議員活動は誰も教えてくれない ― 最初に知るべきルール
・一人会派・新人でも成果を出す「質問力」の磨き方
・財政の知識で"できる議員"かどうかが決まる
・先輩に聞けない「暗黙ルール」とは？
・議会質問でやってはいけない失敗と回避法
・市民から信頼を得る活動報告・発信のコツ
・与党・野党・無所属 ― 立場によって変わる戦い方
・地方自治法を味方につける新人の視点
・選挙で勝った後が本当の勝負 ― １期4年で残るか消えるか
・20年の経験者が語る「新人議員の落とし穴と突破口」
・議案書が配られたら何からしたらいいのか？
・先輩議員が正しいわけではない？ここが変だよ意味不明な議会
・新人議員なんでも相談会



宮本 正一

電話番号、FAX、メールアドレスが変わりました！

お申込みはFAXまたはメールにて
050-6875-7448

お申込み後、一両日中に事務局よりFAXまたはメールにて【受講確認書】を送付いたします。
【受講確認書】に従い、事前に口座へお振込みください。

メール申し込み
chihogiken@h3o.works

FAX申し込み
申込書に必要事項を明記し、
参加される講座をお選びいただき ☑チェックを入れて
FAXで050-6875-7448宛にお送りください。

	11.14(金)	11.16(日)	11.24(月)	11.26(水)
17:00~19:00 新人議員が1期目でつまずかないための 緊急ZOOMセミナー			○	

お名前	フリガナ イシヅ ヨウスケ 石津陽介
議会名	浜松市議会
電話番号	[redacted]
FAX番号	(053) 457 - 2186
メールアドレス	[redacted]
領収書のご宛名	[redacted]

浜松市議会 市民クラ

zoom参加URLは講演開催数日前にメールでお知らせいたします。

Zoomの使い方（初めての方へ）

Zoom（ズーム）とは？
パソコンやスマホで、テレビ電話のように顔を見ながら話せるアプリです。

参加の手順
1. 講演開催数日前にメールにて「参加用URL」をお送りします。
2. 開始時間になったら、そのURLをクリックするだけで参加できます。

パソコンで参加する場合

1. URLをクリックすると、自動的にZoomアプリが開きます。
2. 画面が出たら「コンピューターでオーディオに参加」を押してください。

スマートフォン・タブレットで参加する場合

1. 事前に「Zoom」アプリをインストールしてください（無料）。
（iPhone → App Store / Android → Google Play）
2. アプリを開いて、参加用URLをタップします。

受講料

1講座 5,000円

※キャンセルは7日前までのご連絡をお願いいたします。
受講料は【受講確認書】到着後、
事前のお振込みをお願いいたします。

お問合せ　地方議員研究会

TEL 050-1089-9835　FAX 050-6875-7448

メール chihogiken@h3o.works

住所 〒221-0042
神奈川県横浜市神奈川区浦島町362-28

④

[redacted]

差出人: [redacted]
送信日時: 2025年11月20日木曜日 11:09
宛先: [redacted]
件名: FW: 2025年11月24日(月)17時～宮本正一【ZOOM】開催セミナーの件
添付ファイル: 受講確認書 石津陽子 様(2025年11月24日(月)17時～宮本正一【ZOOM】新人議員が1期目でつまずかないための緊急ZOOMセミナー)20251120.pdf

From: mom fu[redacted]
Sent: Thursday, November 20, 2025 11:08 AM
To: [redacted]
Subject: Fwd: 2025年11月24日(月)17時～宮本正一【ZOOM】開催セミナーの件

---------- Forwarded message ----------
From: 地方議員研究会 [redacted]
Date: 2025年11月20日(木) 10:41
Subject: 2025年11月24日(月)17時～宮本正一【ZOOM】開催セミナーの件
To: [redacted]

静岡県浜松市議会　石津陽子 様

いつもお世話になっております。

このたびは、お申込みありがとうございます。
添付ファイルにて、「受講確認書(ZOOM)」を送信いたします。
(1講座 ご請求額:　5,000円)

※zoom参加リンクはお振込み確認後、講演開催数日前にメールでお知らせいたします。

その他、ご要望等ございましたらお気軽にお申し付けください。

よろしくお願いいたします。

【 お振込み口座 】※2025年5月1日より変更になりました。
[redacted]
名義　株式会社H3O (カ)エイチスリーオー
※お振込名義に自治体名、またはお申込みいただいた方の個人名の記載をお願いします。
※会派名でお振込をいただくことがありますが、全国的に同じ会派名が多数存在し、
※どなたからのお振込かわかりかねる例が多くございます。ご協力よろしくお願い致します。

地方議員研究会　セミナー事務局
TEL:
FAX:
メール

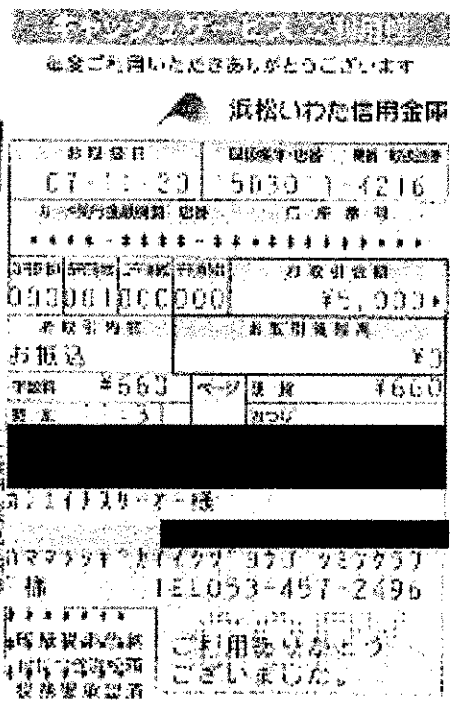
※2025年7月5日より電話番号、FAX、メールアドレスが変わりました。
※2025年5月1日より「株式会社H3O」へ法人名が変更になりました。
※新所在地 〒221-0042 神奈川県横浜市神奈川区浦島町362-28

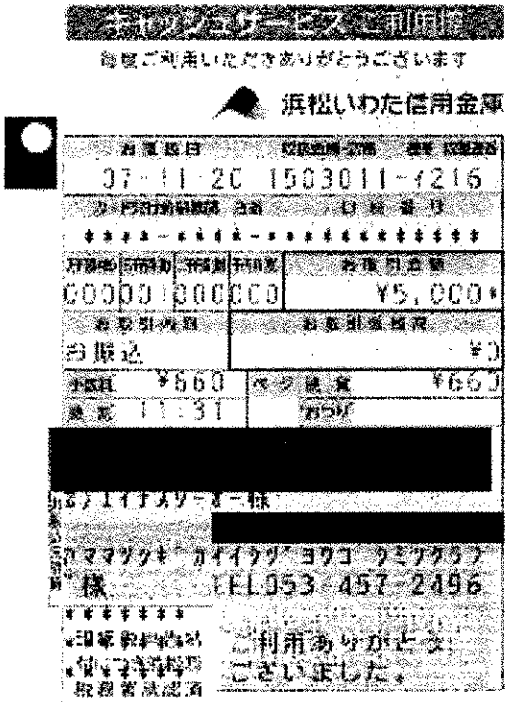
支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	5	6	6	0

但し　11/24(祝日)「新人議員が1期目でつまずかないための緊急Zoomセミナー」
石津陽子議員受講

内訳　受講料　5,000
振込手数料(ATM現金、他行宛)　660
5,660 円





上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年11月20日

会派名　浜松市議会 市民クラブ

代表者名　鈴木真人 [redacted]

領収証

2025 年 11 月 24 日

[redacted] 様

★ ¥5,000

但 2025年11月24日(月)17時～第本至一【ZOOM】新人議員が1期目でつまずかないための緊急ZOOMセミナー
研修会参加代として
上記正に領収いたしました

地方議員研究会
〒221-0042
神奈川県横浜市神奈川区浦
TEL 050-1089-9835

[redacted]

令和7年12月17日

会派名　　浜松市議会　市民クラブ
代表者名　会長　鈴木真人 様

報　告　書

出張年月日	令和7年11月24日（月）　Zoom参加
出　張　先	〃
出張の理由	新人議員が1期目でつまずかないためのZoomセミナー
出　張　者 氏　名　印	石津陽子[redacted]

（出張の顛末）

別紙のとおり

（備考）

【オンライン講習報告】

石澤　陽子

日時：令和７年11月24日（月）

講師：宮本正一

元寝屋川市議会議員、日本公共経営研究所代表、元吉野町役場政策アドバイザー

『新人議員が１期目でつまずかないためのZOOMセミナー』

＜概要＞

【議会のルール構造】

- 地方自治法、会議規則、申し合わせ、慣行の４層構造を理解
- 「根拠確認→議事録化→明文化」の可視化ステップが重要

【質問力の強化】

- 一般質問／委員会質疑／代表質問の使い分け
- 質問構成は「事実→制度→課題→提案→合意形成」
- 再質問・KPI設定・台本準備が成功のカギ

【財政を味方に】

- 決算カード４指標：実質単年度収支／財政調整基金／標準財政規模／経常収支比率
- 類似団体と比較して「うちの個性」を把握

【暗黙ルールとその対処】

- 「飲みの席で決まる」「前例踏襲」などを可視化・構造化
- 変更時は新旧対照表と理由を記録

【少数会派・無所属の戦い方】

- 情報格差を補う工夫と市民との連携が鍵
- 質問・発信で「中立・建設的」を前面に

【市民への発信】

- 「１テーマ１メッセージ一直線」で記憶に残る発信
- 報告会・SNSを連動させた双方向の仕組み化

【１期４年の戦略設計】

- １年目：学習と関係構築、２年目：成果の見える化
- ３年目：制度化、４年目：検証と再選戦略
- 「小さの連鎖」で成果を物語化する

＜所感＞

このたび参加した「新人議員が一期目でつまずかないためのZoomセミナー」は、これまでの議員活動を振り返るとともに、今後の活動をより戦略的・構造的に進めていくための大きな気づきを与えてくれる内容でした。特に、新人議員が陥りがちな"慣例の壁"と"質問力の伸ばし方"という二つのテーマは、まさに自分自身のこれまでの経験に重なるものでした。私は2年半前に議員としての活動をスタートさせましたが、その中で最も驚き、戸惑ったことの一つが「明文化されていない慣例」の多さでした。議会には地方自治法や会議規則といった法的・制度的なルールが存在する一方で、運用上は「昔からこうしている」「なんとなくの決まり」といった、根拠が曖昧な"暗黙の了解"で物事が進んでいることが少なくありません。その都度、先輩議員に確認をして対応してきましたが、なぜそういう決まりになっているのかを尋ねても、明確な説明が返ってこないことも多々あり、まさに"政治の世界特有の文化"を目の当たりにするようでした。

今回のセミナーでは、そのような慣例を「公式」「半公式」「非公式」と分類した上で、根拠の明示・議事録化・ガイドライン化といったプロセスを通じて可視化し、必要であれば条例や規則として明文化していく重要性が語られました。この点は、自分自身がこれまで感じていたモヤモヤを言語化してくれたようで、大きな安心と同時に、これから自分の議会でも取り組むべき具体的な方向性を示してくれたと感じました。また、質問力の部分では、「課題追求政策実現型」という言葉がとても印象に残りました。議員としての質問は、単なる意見表明や要望ではなく、具体的なデータや事実に基づいて課題を明確にし、それに対して実行可能な提案を行うことが本来のあり方であると再確認しました。実際、過去の自分の質問を振り返ってみると、感情や直感に頼った部分があったことも否定できず、今後は質問の背景となる根拠を明確にし、政策の実現可能性を高める構成を意識していきたいと思います。「事実→制度→課題→提案→合意形成」という流れに沿った質問の組み立ては、今後の活動における大きな武器になると感じました。さらに、財政に関するセッションでは、「決算カード」や「類似団体比較」の視点も大変有益でした。数値で語ることで質問の説得力が増し、議会の議論の質も高まることは間違いありません。これまで数字にはやや苦手意識を持っていた自分にとっては、「実質単年度収支」「財政調整基金残高」「標準財政規模」「経常収支比率」といった指標を"使える視点"として理解することができたのは大きな収穫でした。活動報告・情報発信のパートについても、多くの学びがありました。これまで私はInstagramを中心に議会活動の発信を行ってきましたが、セミナーで示された「1テーマ1メッセージ＋画像1枚」「SNSと月1レポートの併用」などの戦略を踏まえると、今後は発信媒体の多様化と配信頻度のバランスを意識すべきだと実感しました。特に、情報の"鮮度"と"深さ"の両立という点は、市民との信頼関係を築くために欠かせない要素だと再認識しています。今後はTwitter（X）やFacebook、noteなども活用し、多様な世代・属性の市民と接点を持てるよう努めたいと考えています。

最後に、セミナーで繰り返し語られたのは「1期4年をどう戦略的に使うか」という視点です。私自身、任期の折り返しを過ぎた今、残りの期間をどう使うかは非常に重要な課題です。小さな成果でも可視化し、ストーリー性を持って積み上げていくことで、市民に対して「この議員に任せてよかった」と思ってもらえるような実績を残していきたいと強く思いました。このセミナーは、自分自身の活動の原点を再確認し、次のステップに向けて必要な視点とスキルを得る機会となりました。今後も初心を忘れず、慣例に流されず、事実に基づいた議論と市民との丁寧なコミュニケーションを通じて、着実に議員活動を進めていきたいと思います。

令和7年11月20日(木)

静岡県浜松市議会
石津陽子 様

地方議員研究会
セミナー事務局
電話 050-1089-9835
(平日9～12時、13～17時)
FAX 050-6875-7448

入 金 確 認 書

このたびは、地方議員研究会主催　研修会にお申込みいただきありがとうございます。
受講料のお振込みを下記のとおり確認いたしました。
領収証はセミナー終了後7-10営業日中にメールにて送付いたします。
※zoom参加リンクは、講演開催数日前にメールでお知らせいたします。
当日のご参加をお待ちいたしております。

記

お申込み講座		金額	備考
③ 2025年11月24日(月)17時～宮本正一【ZOOM】新人議員が1期目でつまずかないための		¥5,000	ZOOM
領収証宛名：	石津陽子 様		
領収証金額：	¥5,000		
お振込み金額：	¥5,000		
お振込み日：	令和7年11月20日(木)		
お振込み名義：	石津陽子 様		

※2025年7月5日より電話番号、FAX、メールアドレスが変わりました。
※2025年5月1日より「株式会社ＨＯＩ」へ法人名が変更になりました。
※新所在地 〒221-0042 神奈川県横浜市神奈川区鶴島町362-28